

常滑市学校体育施設開放規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 31 日

常滑市教育委員会
教育長 土方 宗 広

常滑市教育委員会規則第 1 号

常滑市学校体育施設開放規則の一部を改正する規則

常滑市学校体育施設開放規則（令和 7 年常滑市教育委員会規則第 5 号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用者の範囲） 第 6 条 開放施設を使用することができる<u>もの</u>は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。 （1） 市内に在住、在勤又は在学する者10名以上で構成され、学校体育施設の使用団体として<u>次条第 2 項</u>の規定による登録を受けた社会教育団体、事業所内のスポーツ団体及び一般青少年団体 （2） 略 <u>（3） 常滑市地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和 8 年常滑市教育委員会要綱第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により認定を受けた地域クラブ活動の運営団体・実</u>	（使用者の範囲） 第 6 条 開放施設を使用することができる<u>者</u>は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。 （1） 市内に在住、在勤又は在学する者10名以上で構成され、学校体育施設の使用団体として<u>次条</u>の規定による登録を受けた社会教育団体、事業所内のスポーツ団体及び一般青少年団体 （2） 略

改正後	改正前																
<u>施主体（以下「認定団体」という。）</u> （登録） 第7条 学校体育施設の使用団体としての登録を受けようとする<u>前条第1号の</u>団体の責任者は、学校体育施設使用団体登録申請書（様式第1号）に構成員名簿（様式第2号）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 2～5 略 （使用許可の申請） 第8条 開放施設を使用しようとする<u>もの</u>（以下「申請者」という。）は、学校体育施設使用許可申請書（様式第4号。以下「申請書」という。）を教育委員会へ提出しなければならない。 2 略 別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>開放校</th><th>開放施設</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>常滑市立青海中学校</td><td>屋内運動場、<u>屋外運動場</u>、柔道場、剣道場、卓球場</td></tr> <tr> <td>常滑市立鬼崎中学校</td><td>屋内運動場、<u>屋外運動場</u>、柔道場、剣道場、卓球場</td></tr> </table>	開放校	開放施設	略		常滑市立青海中学校	屋内運動場、 <u>屋外運動場</u> 、柔道場、剣道場、卓球場	常滑市立鬼崎中学校	屋内運動場、 <u>屋外運動場</u> 、柔道場、剣道場、卓球場	（登録） 第7条 学校体育施設の使用団体としての登録を受けようとする団体の責任者は、学校体育施設使用団体登録申請書（様式第1号）に構成員名簿（様式第2号）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 2～5 略 （使用許可の申請） 第8条 開放施設を使用しようとする<u>登録団体及び常滑市体育協会に所属する団体</u>（以下「申請者」という。）は、学校体育施設使用許可申請書（様式第4号。以下「申請書」という。）を教育委員会へ提出しなければならない。 2 略 別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>開放校</th><th>開放施設</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>常滑市立青海中学校</td><td>屋内運動場、柔道場、剣道場、卓球場</td></tr> <tr> <td>常滑市立鬼崎中学校</td><td>屋内運動場、柔道場、剣道場、卓球場</td></tr> </table>	開放校	開放施設	略		常滑市立青海中学校	屋内運動場、柔道場、剣道場、卓球場	常滑市立鬼崎中学校	屋内運動場、柔道場、剣道場、卓球場
開放校	開放施設																
略																	
常滑市立青海中学校	屋内運動場、 <u>屋外運動場</u> 、柔道場、剣道場、卓球場																
常滑市立鬼崎中学校	屋内運動場、 <u>屋外運動場</u> 、柔道場、剣道場、卓球場																
開放校	開放施設																
略																	
常滑市立青海中学校	屋内運動場、柔道場、剣道場、卓球場																
常滑市立鬼崎中学校	屋内運動場、柔道場、剣道場、卓球場																

改正後		改正前		
常滑市立常滑中学校	屋内運動場、 <u>屋外運動場</u>	常滑市立常滑中学校	屋内運動場	
常滑市立南陵中学校	屋内運動場、 <u>屋外運動場</u> 、柔道場、 <u>剣道場</u> 、 <u>レスリング場</u> 、卓球場	常滑市立南陵中学校	屋内運動場、柔道場、 <u>剣道場</u> 、 <u>レスリング場</u> 、卓球場	
別表第 2（第 5 条関係）		別表第 2（第 5 条関係）		
使用時間の区分		<u>開放施設</u>	使用時間の区分	
平日	土曜日・日曜日・祝日		平日	土曜日・日曜日・祝日
夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）	午前（午前 8 時から正午まで）	<u>小学校屋内運動場及び屋外運動場</u>	夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）	午前（午前 8 時から正午まで）
	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）			午後（午後 1 時から午後 5 時まで）
	夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）			夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）
	<u>午前・午後（午前 8 時から午後 5 時まで）</u>			<u>昼間（午前 8 時から午後 5 時まで）</u>
	<u>午後・夜間（午後 1 時から午後 9 時まで）</u>			
	全日（午前 8 時から午後 9 時まで）			全日（午前 8 時から午後 9 時まで）
		<u>中学校屋内運動場、柔道場、<u>剣</u></u>	<u>夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）</u>	

改正後		改正前	
		<u>道場、レスリング場及び卓球場</u>	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。